

第六次廃棄物処理計画等策定事業委託 仕様書

1 業務名称

第六次廃棄物処理計画等策定事業

2 契約期間

契約締結の日から令和9年12月28日（火）まで

3 業務目的・内容

(1) 第六次廃棄物処理計画策定支援業務

① 業務目的

廃棄物の処理および清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の5に基づき策定した「第五次滋賀県廃棄物処理計画」（以下「五次計画」という。）および食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）第12条第1項に基づき策定した「滋賀県食品ロス削減推進計画」については、その計画期間が令和7年度までとなっているところである。

このため、令和12年度を目標年度とする「第六次滋賀県廃棄物処理計画」（以下「六次計画」という。）および六次計画の別冊とする「第二次滋賀県食品ロス削減推進計画」（以下「別冊」という。）を策定するにあたり、一般廃棄物の現状分析や目標設定等を行うとともに、六次計画（別冊を含む）の基本方針や施策等を提案することを目的とする。あわせて、計画骨子案、素案、答申案等および滋賀県環境審議会廃棄物部会（以下「廃棄物部会」という。）の議事録等を作成することを目的とする。

② 業務内容

ア 一般廃棄物の現状分析、将来予測、課題の整理、減量に係る目標の検討

(ア) 現状分析

以下の(a)～(d)の分析等を行う。

- (a) 一般廃棄物の排出量、再生利用量（率）、中間処理量、最終処分量、1人1日あたりの排出量（家庭系、事業系ごと）、1人1日あたりのごみ焼却量等の現状や推移を整理する。なお、一般廃棄物処理事業実態調査（令和5年度までの実績）の結果は、委託者が提供する。
- (b) 現計画の目標（令和7年度）に対する達成状況を整理する。
- (c) 全国平均等と比較する。
- (d) 県内各市町向けのアンケート調査を行い、その結果を分析する。本調査の実施にあたっては、県内各市町の一般廃棄物処理基本計画等の内容を踏まえ、調査項目等を提案の上、委託者と協議すること。調査項目には県内各市町の先進事例も含めること。なお、県内各市町の一般廃棄物処理基本計画は委託者が提供する。

(イ) 将来予測

3 (1) ②ア (ア) の結果、五次計画の実施状況、一般廃棄物の処理のトレンド、人口予測や経済指標等から、一般廃棄物の将来（令和12年度）の排出量、再生利用量（率）、中間処理量、最終処分量、1人1日あたりの排出量（家庭系、事業系ごと）、1人1日あたりのごみ焼却量を予測する。

(ウ) 課題の整理

3 (1) ②ア (ア) および (イ) を踏まえ、一般廃棄物の処理に係る課題を抽出する。

(エ) 減量に係る目標の検討

目標年度（令和12年度）における一般廃棄物の減量に係る数値目標（その参考指標を含む）を検討する。目標は家庭系と事業系を別にしたものについても検討する。検討にあたっては、五次計画で設定している減量に係る目標および廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき国が策定する基本的方針の「二2 廃棄物の減量化の目標量」等を参考として検討し、目標設定の考え方や将来予測値等を提案の上、委託者と協議すること。

イ 六次計画（別冊を含む）の内容の提案

(ア) 六次計画策定に必要な情報収集・整理

六次計画策定に必要な先進事例の調査や近年の廃棄物行政の動向を整理する。なお、産業廃棄物に係る3 (1) ②アの結果は委託者が提供する。

(イ) 六次計画の基本方針、目標、施策の提案

3 (1) ②アおよびイ (ア) を踏まえ、基本方針、目標（廃棄物の減量に係る目標および取組に係る目標）、目標達成に向けた施策の提案を行い、委託者と協議すること。

ウ 六次計画（別冊を含む）骨子案、素案、答申案等および廃棄物部会の議事録の作成

(ア) 資料の作成

廃棄物部会の開催にあわせて、六次計画の骨子案、素案、答申案および各案の概要版を作成する。また、委託者からの依頼により、廃棄物部会の資料作成の補助を行う。なお、資料の作成にあたっては、適宜、最新のデータへ更新すること。

< 廃棄物部会の開催予定 >

開催時期	名称	審議事項
令和7年 7月～8月頃	令和7年度 第1回廃棄物部会	・六次計画の基本的事項 ・六次計画に盛り込む施策の方向性
令和7年	令和7年度	・五次計画の達成状況

11月頃	第2回廃棄物部会	・六次計画の目標値 ・六次計画の骨子案
令和8年 1月～2月頃	令和7年度 第3回廃棄物部会	・六次計画の素案
令和8年 4月頃	令和8年度 第1回廃棄物部会	・六次計画の答申案

(イ) 議事録の作成

令和7年度に開催する上記3回の廃棄物部会の議事録(全文筆記)を作成する。

③ 中間報告書

受託者は以下のとおり中間報告書を委託者あて提出すること。中間報告書は、書面1部で提出するほか、その電子データ(CD-R等)を併せて提出すること。

ア 3(1)②アの報告書

提出期限：令和7年9月1日(月)

イ 骨子案、素案、答申案(各概要版を含む)

提出期限：各案を審議する廃棄物部会の開催日のおよそ45日前。具体的な期日は、あらかじめ委託者が決定する。

④ 業務完了報告書

受託者は以下のとおり業務完了報告書を委託者あて提出すること。業務完了報告書は、書面1部で提出するほか、その電子データ(CD-R等)を併せて提出すること。

提出期限：令和8年3月31日(火)

⑤ 報告書等の納入先

滋賀県 琵琶湖環境部 循環社会推進課 サーキュラーエコノミー推進係

(2) 廃棄物処理長期広域化・集約化計画策定業務

① 業務目的

環境省は「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について(令和6年3月29日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物処理適正推進課長通知、以下「令和6年国通知」という。)」で、人口減少等が進行しつつある中、プラスチック等の資源循環強化、災害対策強化、気候変動対策の推進等の観点から、中長期的な視点での安定的・効率的な処理体制の確保のため、都道府県が主体となり、令和9年度末を目途に長期広域化・集約化計画を策定するよう通知を行った。

この令和6年国通知を踏まえ、2050年度(令和32年度)までを計画期間とする新たな

「長期広域化・集約化計画」を策定するために必要な調査を行った上で、同計画の案を作成することを本業務の目的とする。

② 業務内容

業務全般にわたって、令和6年国通知の内容を踏まえ、以下ア～クを行うこと。

ア 現時点での広域化状況の評価

「ごみ処理の広域化計画について（平成9年5月28日付け厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）」以降から現時点までの取組内容と紐づく効果（ごみ処理施設数の変化等）を含める形で、現時点での広域化状況の評価する。

イ 人口およびごみ排出量等の将来予測

滋賀県における一般廃棄物処理の現状把握を行った上で、2050年度（令和32年度）までの県内の各市町の人口および種類別のごみ排出量等の将来予測を実施し、今後の一般廃棄物に係る適正な処理施設数、処理体制を検討するための基礎情報を整理する。

なお、県内市町等に係るごみ処理施設の整備計画一覧表は、委託者が別途調査の上、受託者に対して提供する。

ウ 広域化ブロック区割りの設定・ブロックごとの廃棄物処理体制の検討

上記ア、イおよび県が提供する市町の意向状況を用いて評価・検討した結果に基づき、広域化ブロック区割りを設定する。ブロック区割りの設定に関する委託者の考え方は下記（ア）～（オ）のとおりである。

（ア）現行の状況を基に、ごみ焼却施設等（メタンガス化施設、ごみ燃料化施設等を含む）に係るブロック区割りを設定する。なお、循環型社会形成推進交付金の嵩上げや今後の交付金制度の改正内容も考慮し、広域化に伴う延命化も視野に入れたブロック割りも検討すること。

（イ）ごみ焼却施設等については、国が求める300t/日以上施設の導入を検討するが、地域性等を考慮し、より安定的かつ持続可能な廃棄物処理体制が確保できると思料される場合は、必ずしも大規模化を求めないこととする。

（ウ）ブロック区割りの対象施設は、一般廃棄物に係るごみ焼却施設等、粗大ごみ処理施設、資源化施設および最終処分場とするが、ごみ焼却施設等以外の対象施設については、ブロック区割りの検討および処理体制の方向性の整理までを想定している。

（エ）ごみ焼却施設等以外の対象施設については、地域特性を考慮し、各種廃棄物処理および資源循環をより安定的・効率的に行うことができると思料される場合には、ごみ焼却施設等に係るブロック区割りに捉われず、別の区割りを検討することも可能とする。なお、ごみ焼却施設等に係るブロック区割りの設定に当たっては、上記（イ）の考え方によりブロック区割り初案を設定するが、市町等の意向

を確認した上で当該初案の見直しを行う等、柔軟に対応するものとする。

(オ) 上記で設定した広域化ブロックごとの廃棄物処理体制（廃棄物処理施設の種類ごとの整備に係る方向性）を検討する。

エ 広域化・集約化により得られる効果の分析

広域化・集約化により得られる効果について、現在の一般廃棄物の処理体制を継続した場合と広域化・集約化を実施した処理体制の場合とを比較し、分析する。

この場合、広域化・集約化を実施した場合の施設規模を算定し、現状との比較を行うものとする。

<比較・分析項目の例>

- ・ごみ処理事業経費（処理施設更新、維持管理、収集・運搬費等も含む）
- ・温室効果ガス削減効果

オ ごみ処理広域化・集約化協議会の設立支援、開催・運営

令和6年国通知に基づくごみ処理広域化・集約化協議会（以下「協議会」という。）の設立支援を行う。また、協議会の開催・運営、配付資料の作成・印刷、議事録の作成等、協議会の開催に必要な事務を実施するものとする。

協議会の開催回数は、10回程度を想定しているが、あくまで例示であり、委託金額の範囲内で自由に協議会の回数を設定できるものとする。

協議会には、令和6年国通知に記載の「都道府県が管内市町村を全て含めた形で議論の上、ブロック区割りの案を作成する場合」に該当する、協議会の代替となる会議も含むものとする。

なお、協議会開催に当たっての市町等への連絡・調整および会場の確保は委託者が行うものとする。

カ 有識者の活用

業務遂行の初期段階から計画素案の作成過程において、ごみ処理広域化・施設集約化業務に精通した有識者2名以内に、3（2）②オで設立を予定している協議会へ参加いただく等、広域化等の取組を推進するための情報提供や助言を受ける。

この際、有識者の候補選定、謝礼等の支払、議事録の作成等必要な一切の業務を行う。有識者の選定に当たり、委託者と協議し決定すること。

キ 計画素案の作成等

3（2）②ア～カで評価・検討した結果等をもとに、令和6年国通知や市町等の意見等を踏まえ、滋賀県廃棄物処理長期広域化等計画素案（以下「素案」という。）を作成する。

ク 計画最終案の作成

環境審議会における意見、パブリックコメントの結果および委託者からの指示を反

映し、計画最終案およびその概要版を作成する。

計画最終案および概要版の作成に当たっては、以下について留意すること。

- ・最終案とは、令和9年度の環境審議会の配付資料とする「（仮称）滋賀県廃棄物処理長期広域化・集約化計画（案）」のことを指す。
- ・最終案および概要版には図表、写真、イラスト等を用いて、わかりやすさ・読みやすさに配慮した構成とすること。

③ 業務スケジュール（予定）

各年度末までに完了することを想定している業務等は以下のとおり。

ア 令和7年度

- ・現時点での広域化状況の評価
- ・人口およびごみ排出量等の将来予測
- ・協議会の設置・運営

イ 令和8年度

- ・広域化ブロック区割り設定
- ・ブロックごとの廃棄物処理体制の検討
- ・広域化・集約化による効果の分析
- ・計画素案の作成

ウ 令和9年度

- ・計画最終案の作成

④ 各年度の業務完了報告書

受託者は以下のとおり業務完了報告書を委託者あて提出すること。業務完了報告書は、書面で1部提出するほか、その電子データ（CD-R等）を併せて提出すること。

ア 令和7年度業務完了報告書

提出期限：令和8年3月31日（火）

イ 令和8年度業務完了報告書

提出期限：令和9年3月31日（水）

ウ 令和9年度業務完了報告書

提出期限：令和9年12月28日（火）

⑤ 成果品および提出期限

ア 成果品

以下の成果品を提出期限までに提出すること。

- (ア) 「(仮称) 滋賀県廃棄物処理長期広域化・集約化計画(案)」50部(紙製の冊子)
- (イ) 本業務において収集・作成した資料
- (ウ) 上記(ア)(イ)のデータを記録した電子データ(CD-R等)

イ 提出期限

令和9年12月28日(火)

ただし、成果品の案を令和9年12月7日(火)までに提出し、委託者の了解を得た上で成果品を提出すること。

⑥ 報告書等の納入先

滋賀県 琵琶湖環境部 循環社会推進課 管理調整係

4 業務の進め方

- (1) 受託者は委託者の意図および目的を十分理解した上で、適切な人員を配置し、正確かつ丁寧にこれを行うこと。また、受託者は委託者と密接に連絡を取り、委託者の指示および監督を受けること。
- (2) 受託者は、契約締結後、委託者が指定する期日までに「業務実施計画書」を提出の上、委託業務の詳細内容および各作業の実施時期を委託者と協議し、業務を行うこと。なお、業務実施計画書には、業務の実施体制、業務工程表、連絡体制(連絡先)を記載すること。
- (3) 受託者は、主要な区切りまたは必要に応じて、委託者と協議すること。協議場所は委託者が決定する。協議の内容については、その都度、受託者が議事録を作成し、委託者あて電子メールで送付すること。
- (4) 本業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献・資料名を明記すること。
- (5) 受託者は委託者から指示があった場合は、必要な資料を提出すること。
- (6) その他、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、または本仕様書に定めのない事項については、その都度、委託者と受託者の協議により決定するものとする。